参　考

大阪市ＰＴＡ協議会会則　抜粋

第　３　章　　代　議　員

（代議員の選出）

第９条　各校園ＰＴＡは、４月中に４名の代議員（男性代表と女性代表と先生）を選出する。

２　代議員のうち１名は、当該校園ＰＴＡの会長とする。

（代議員の任期）

第 10 条　代議員の任期は１年とし、５月１日から翌年４月３０日までとする。ただし、新代議員の選出が遅れた場合は、引続きその期間その職務を行うものとする。

第　４　章　　理　　事

（理事の選出）

第 12 条　各区ＰＴＡ協議会は、５月２０日までに理事４名（男性代表と女性代表と先生）を選出する。ただし、理事のうち１名は当該区ＰＴＡ協議会の会長とする。

（理事の任期）

第 13 条　理事の任期は１年とする。ただし、新理事の選出が遅れた場合は引続きその期間その職務を行うものとする。

２　理事は、再選を認められる。

第　５　章　　役　　員

（役員の選出）

第 16 条　新年度の理事、前年度の役員、委員長（新年度代議員に限る）および理事経験者（新年度代議員に限る）のうち、公選による公職者でない者は役員に選出されることができる。